

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行に伴う
標準貨物自動車利用運送（引越）約款の改正に伴う事業者の必要な手続等について

	現在使用している約款	運賃・料金等の変更届	4月1日以降使用する約款	対 応
①	(平成30年6月改正) 標準貨物自動車利用運送（引越）約款	実施済み	新標準約款	・主たる事務所その他営業所に新約款を掲示する
②	(平成30年6月改正の趣旨を含む) 独自約款	実施済み	新標準約款	・主たる事務所その他営業所に新約款を掲示する
③	(平成30年6月改正の趣旨を含む) 独自約款	実施済み	独自約款 (改正後の商法を反映)	・主たる事務所を管轄する運輸局に対し <u>認可申請を行う</u> ・主たる事務所その他営業所に認可を受けた約款を掲示する
④	旧標準約款	未実施	新標準約款	・運賃及び料金の <u>変更届出を行う</u> ・主たる事務所その他営業所に新約款を掲示する
⑤	(平成30年6月の改正に伴う 手続きを行っていない等) その他	未実施	新標準約款	・運賃及び料金の <u>変更届出を行う</u> ・主たる事務所その他営業所に新約款を掲示する

※「新標準約款」…改正後の商法を反映させた標準貨物自動車利用運送（引越）約款をいう

※「旧標準約款」…平成29年11月改正前の標準貨物自動車利用運送約款を認可を受けて使用しているものをいう

※独自約款は国土交通省大臣の認可を受けているものに限る

※「(平成29年11月改正の趣旨を含む)独自約款」とは、

(1) 運送状の記載事項として、「積込料」、「取卸料」、「待機時間料」等の料金の具体例を規定。

(2) 料金として積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とし、荷待ちに対する対価を「待機時間料」と規定

(3) 付帯業務の内容として「横持ち」等を明確化する等の趣旨を含み、それに関わる運賃・料金等の変更届出をしているものをいう。

※「旧標準約款」を使用しており、4月1日以降「(改正後の商法を反映した)独自約款」を使用する場合、別途手続きが必要となりますので、管轄する運輸支局へご相談ください。



- ①新標準貨物自動車利用運送(引越)約款の掲示が必要です
- ②運賃及び料金の変更届出が必要です
(H30.6.1改正の際、運賃及び料金の変更届出をしていない場合)

平成31年4月1日以降

新標準貨物自動車利用運送(引越)
約款を使用する

必要な作業

①改正告示後の新標準貨物自動車利用運送(引越)約款を主たる事務所その他営業所に掲示する

②運賃及び料金の変更届出を行う(必要な者のみ※1)

※1 H30.6.1改正の際、運賃及び料金の変更届出をしていない場合については、運賃料金の変更届出が必要となります。